

浦添市観光関連事業者等事業継続支援金 Q&A

令和2年9月7日

<対象経費・支給額関係>

Q1. 本社は浦添市外にあるが、浦添市内で宿泊施設等を経営している場合は、対象になりますか？

A1. 対象になります。

Q2. 本社は浦添市内にあるが、浦添市外で宿泊施設等を経営している場合は、対象になりますか？

A1. 対象外となります。

Q2. 浦添市経済対策緊急支援金を受給しましたが、本支援金の受給できますか？

A2. 浦添市経済対策緊急支援金の支給を受けた場合でも、その支援金額が本支援事業の支援金額に満たない場合は、差額について受給できます。

例) 経済対策緊急支援金を10万円受給した法人について、本支援金は法人事業者場合、原則20万円の支援金額となりますので、差額の10万円受給可能となります。

Q3. 申請から支給されるまでどの程度の期間を要しますか？

A3. 申請内容に不備がない場合は、事務局が申請書を受領してから概ね2週間程度で支給（口座へ振込み）される予定です。

<添付書類関係>

Q4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年分の確定申告（所得税又は市県民税）を済ませてない場合、提出書類はどうなりますか？

A21. 原則として、申告を済ませたうえで、支援金を申請してください。なお、申告できない事情がある場合は、①平成30年分の確定申告書、及び、②令和元年分の月別売上（売上比較対象月）が確認できる書類（売上台帳など）を提出する方法も可とします。

Q5. 令和元年分の確定申告後に月別売上台帳を処分した等により、令和元年分の月別の売り上げが確認できない場合、提出書類はどうなりますか？

A22. 令和元年分の月別売り上げが確認できない場合は、「前年同月」との比較ができないため、1年間の売上げ額を12ヵ月で割った「月平均売上額」を用いて、令和2年2月から5月のいずれかの売上額と比較し、売り上げが減少している場合に要件を満たすものとします。この場合、売上比較表は、追加様式「業績が1年以上の場合（月平均売上額との比較）」を用いてください。